

# 大任町指定給水装置工事事業者 の指定の（更新）申請について

## 必要書類 及び 添付書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書 . . . . . 様式第1（第18条関係）  
【法人の場合】
  - ◎ 定款の写し ※ 代表者の原本証明が必要
  - ◎ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※ 発行日から3か月以内の原本【個人の場合】
  - ◎ 住民票の写し ※ 発行日から3か月以内の原本で個人番号の記載のないもの
2. 機械器具調書 . . . . . 別表（第18条関係）
3. 誓約書 . . . . . 様式第2（第18・34条関係）
4. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 . . . 様式第3（第22条関係）
  - ◎ 給水装置工事主任技術者免状の写し（A4サイズ）
5. 大任町 指定給水装置工事事業者 指定（更新）申請時確認書
  - ◎ 資格を証明する書類（資格者証・講習会終了証等の写し）

## 返納書類

- ◎ 旧事業者証（指定の更新申請時のみ）

|               |                |
|---------------|----------------|
| 指 定 申 請 手 数 料 | <u>10,000円</u> |
| 指定更新申請手数料     | <u>10,000円</u> |

## 参 考

水道法第25条の3第1項第3号

- イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ. 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

## ◆問い合わせ先 大任町 水道課

TEL (0947) 63-3293

FAX (0947) 63-3813